

南越前町出会いの場創出支援事業プロポーザル実施要領

1 実施の目的

南越前町出会いの場創出支援事業は、出会いを希望する独身者を対象に交流を図り、実際のきっかけとなる出会いの場を提供し、恋愛・結婚へと進展することを目指すものである。

これらを踏まえ、本業務の実施にあたっては、集客を伴う広報、企画および運営に加え創造力等を勘案し、総合的に判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものとする。

2 業務の概要

- (1) 業 務 名 南越前町出会いの場創出支援事業
- (2) 業 務 内 容 南越前町出会いの場創出支援事業委託業務仕様書のとおり
- (3) 業 務 期 間 契約締結日から令和9年2月26日まで
- (4) 契約上限金額 2,651,000円（税込み）

注）参考見積書の金額が契約上限金額を超過した場合は失格とする。

3 プロポーザルの方式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者を決定するものとする。

4 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者の選定は、南越前町出会いの場創出支援事業プロポーザル業務選定委員会設置要領に定める審査会が行うものとする。

5 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 南越前町指名競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものでないこと。
- (3) 南越前町登録業者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者および指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関

係を有していない者であること。

(6) 国税または地方税を滞納していない者であること。(公告日から3ヶ月以内)

6 説明会

説明会は開催しない。

7 質問の受付および回答

(1) 提出期限 令和8年5月26日(火) 17時00分まで(必着)

(2) 提出方法 別添の質問書(様式第6号)により、電子メールによりこども・子育て応援課宛に送信すること。メールの件名は「南越前町出会いの場創出支援事業に係るプロポーザルの質問(会社名)」とする。

注) 電子メール以外の方法で提出された質問に対しては、回答しない。

(3) 提出先 南越前町こども・子育て応援課 kodomo@town.minamiechizen.lg.jp

(4) 回答日 令和8年5月29日(金)

(5) 回答方法 電子メールにて回答する。

8 参加表明書の作成要領

(1) 参加表明に必要な書類と提出部数(各1部)

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 会社概要(様式第2号)

ウ 業務実績調書(様式第3号)

エ 業務の実施体制(任意様式)

オ 納税証明書

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和8年6月1日(月) 17時00分まで(必着)

イ 提出先 南越前町こども・子育て応援課

ウ 提出方法 持参または郵送

注) 郵送で提出する場合は、配達日時および配達されたことを証明できる方法とすること。

9 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案に必要な書類と提出部数

ア 企画提案書等提出届(様式第4号) 1部

イ 企画提案書(任意様式) 8部(正1部、副7部)

ウ 再委託調書(様式第5号) ※再委託する場合のみ 1部

エ 実施スケジュール(任意様式) 8部(正1部、副7部)

オ 参考見積書(任意様式) 8部(正1部、副7部)

カ イ、ウ、エ、オについては、電子データ一式(CD-R等)

(2) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和8年6月23日（火） 17時00分まで（必着）

イ 提出先 南越前町こども・子育て応援課

ウ 提出方法 持参または郵送

注）郵送で提出する場合は、配達日時および配達されたことを証明できる方法とすること。

10 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

(1) 第1次審査

参加表明をした者の参加資格について提出書類を審査し第1次審査通過者を選定する。なお、5者を超える第1次審査通過者があり、全提案者のヒアリング等の実施が困難であると判断される場合は、審査基準に基づいて評価し、上位5者を選定する。

ア 実施日 令和8年6月上旬

イ 5者を超える第1次審査通過者があり、全提案者のヒアリング等の実施が困難であると判断される場合は、表①の基準に基づき、提出書類の内容を評価する。下位が同点により複数あった場合は、業務実績調書（様式第3号）の内容を重視する。なお、評価について、内容の確認が必要な場合は、提案者に個別に質問する場合があります。

【表①】 第1次審査の評価項目および配点

評価項目	評価基準	配点
業務実績	類似する業務実績をどの程度有しているか。	15点
	① 婚活イベント等の業務実績数（過去2年間）	①5点、②10点
	② ①のうち、官公庁および自治体の業務実績数	

ウ 第1次審査は南越前町こども・子育て応援課が実施する。

(2) 第2次審査

第1次審査により選定された者から企画提案書に基づくプレゼンテーション、ヒアリング等による審査を実施し、契約候補者1者を特定する。なお、1次審査の評価については、2次審査に繰り越さないこととする。

ア 実施日 令和8年6月29日（月）

イ 実施場所 南越前町役場 別館2階 第1会議室

ウ 参加人数 1者あたりの参加人数は4人までとする。

エ 内容 プレゼンテーションは企画提案書の内容に基づいて実施すること。

オ 時間 プレゼンテーションの1者あたりの時間は、30分程度（提案内容説明を約20分、ヒアリングを約10分）とする。

カ 機材等 プレゼンテーションに要するパソコン等は、参加者にて準備すること。なお、プロジェクターおよびスクリーンは本町で準備する。

(3) 審査基準および配点

プロポーザルは次の審査基準により採点する。

ア	イベント参加者募集	25点
イ	交流イベント企画・運営	40点
ウ	イベント参加後のフォロー	5点
エ	実施スケジュール	15点
オ	全体評価	15点

評価項目		評価事項
イベント参加者募集	イベント参加を促す工夫	参加対象者が <u>参加したいと思えるような工夫や開催内容が具体的にわかる仕様</u> となっているか。
	手軽に申し込める工夫	参加フォームは <u>簡単に申請できる</u> 内容となっているか。
	広報手段および広報スケジュール	<u>具体的な広報の手段や広報実施スケジュールの工夫</u> がなされているか。
交流イベント企画・運営	交流イベントの内容	交流者同士の <u>個人の良さや魅力</u> を引き出せる仕掛けがなされているか。
	参加者への対応	イベントに関する問い合わせや <u>参加費用を適切に徴収するスキーム</u> ができているか。
	連絡先交換に至る仕掛けづくり	<u>連絡交換がスムーズに交換</u> できる仕掛けがなされているか。
	会場等の安全管理	会場全体の安全確認、誘導および個人情報の管理等を <u>配慮した企画・運営</u> となっているか。
イベント参加後のフォロー	アンケートの <u>実施方法</u>	アンケートに <u>答えやすいような工夫や検討</u> がなされているか。

実施スケジュール	実施体制	適切かつ迅速な対応が可能な体制となっているか。また、事業実施に <u>必要な人員・体制</u> が確保されているか。
	全体スケジュールの妥当性	募集からイベント実施まで全体のスケジュールが、 <u>具体化</u> されており、実行プロセスが <u>適切</u> で <u>確実な事業実施</u> が可能か。
全体評価	提案の内容の的確性 (実効性・適正力)	事業内容を <u>理解した提案</u> となっているか。また、見積り金額は <u>適正</u> となっているか。
	提案内容の独自性 (創意工夫・意欲)	提案者の <u>創意工夫</u> があり、事業に <u>積極的に取り組む</u> 姿勢が見受けられるか。
合計(100点満点)		

11 審査結果の通知

(1) 第1次審査

審査結果およびプレゼンテーションを実施する旨を、書面で通知する。

(2) 第2次審査

審査結果を書面により通知する。

12 契約の締結

契約候補者特定後、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合において、契約候補者として特定された者から見積書を徴収する。

(1) 仕様等の確定について

こども・子育て応援課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではなく、協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更および削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、町が作成する。

13 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

- ア プレゼンテーションに出席しなかったとき。
- イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- ウ 審査結果通知日までに、提案者が参加資格要件を満たさなくなったとき。
- エ 2案以上の企画提案をしたとき。
- オ 著しく信義に反する行為があったとき。
- カ 契約を履行することが困難と認められるとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。
- イ 定められた作成形式または記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- ウ 契約上限金額を公表している場合において、参考見積りの金額が契約上限金額を超過したとき。
- エ 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合

14 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替えおよび再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成および提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出書類について、南越前町情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する。(契約候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。)ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とし、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

15 日程

内 容	期 日
公告	令和8年5月18日(月)
質問受付締切り	令和8年5月26日(火) 17時まで
質問回答	令和8年5月29日(金)
参加表明書の受付開始	令和8年5月18日(月)
参加表明受付締切り	令和8年6月1日(月) 17時まで
第1次審査	令和8年6月上旬

提案書等受付締切り	令和8年6月23日（火）17時まで
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年6月29日（月）※詳細については別途通知します。
結果通知（文書通知）	令和8年7月上旬予定
契約締結	令和8年7月中旬予定
業務開始	契約締結日から

16 担当課（提出先・問合せ先）

〒919-0292 南越前町東大道 29-1

南越前町こども・子育て応援課 担当 谷下

電 話 0778-47-8018

F A X 0778-47-3605

電子メール kodomo@town.minamiechizen.lg.jp

17 施行期間

本要領は、令和8年5月18日から施行し、審査会が契約候補者の選定を終了したことをもって廃止する。